

1 令和5年度第1回宗像市都市計画審議会議事録

2 令和5年8月24日（木）14時15分

3 宗像市役所2階 202会議室

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| 委員出欠表（ <input checked="" type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> [オ]オンライン出席 <input type="checkbox"/> 欠席） |  |  |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 黒瀬委員   | <input type="checkbox"/> [オ]松永委員         | <input type="checkbox"/> [オ]江口委員         | <input checked="" type="checkbox"/> 鈴木委員 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 吉田委員   | <input type="checkbox"/> 吉武委員            | <input checked="" type="checkbox"/> 井浦委員 | <input checked="" type="checkbox"/> 上野委員 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 岩岡委員   | <input checked="" type="checkbox"/> 石松委員 | <input checked="" type="checkbox"/> 大島委員 | <input checked="" type="checkbox"/> 大庭委員 |
| <input type="checkbox"/> 高橋委員  | <input checked="" type="checkbox"/> 渡辺委員 |  |  |

4  
5 次 第

6  
7 1 開 会

8  
9 2 会長代理氏名

10  
11 3 議事録作成方法及び議事録署名委員の決定

12  
13 4 審 議

14 第1号議案 福岡広域都市計画地区計画の変更（宗像市決定）について

15  
16  
17 5 閉 会

18  
19  
20 配布資料一覧

- 21 1 次第 ……本日配布
- 22 2 議案書（1号議案） ……本日配布
- 23 3 参考資料（1号議案） ……本日配布
- 4 付議書の写し（1号議案） ……本日配布

24 令和5年度第1回宗像市都市計画審議会

25

26 ○事務局

27 宗像市都市計画審議会の開会に先立ち、現在12名の委員に出席していただき  
28 り、2分の1以上の定足数に達しておりますことを皆様に報告いたします。

29

30 ≪配布資料の確認≫

31

32 ○会長

33 それでは、あらためまして事務局の報告のとおり定足数に達しておりますので令和  
34 5年度第1回宗像市都市計画審議会を開催いたします。次第にそって進めてまいりま  
35 す。

36 まず、次第2の会長代理の指名でございます。宗像市都市計画審議会条例第5条に  
37 より私の方で指名するようになっておりまして、松永委員にお願いしたいと思っ  
38 ています。松永委員、よろしいでしょうか。

39

40 ○松永委員

41 はい、承知いたしました。よろしく願いいたします。

42

43 ○会長

44 それでは、松永委員に了承いただきましたので、会長代理は松永委員にお願いした  
45 いと思います。

46 次に次第3、議事録作成方法の説明及び議事録署名員の決定を行います。運営方針  
47 に基づいて決めさせていただきます。それでは、事務局から説明をお願いします。

48

49 ○事務局

50 議事録署名委員ですが運営方針に基づき、1番の黒瀬会長を除きまして、委員番号  
51 順にお二人ずつお願いしたいと考えております。なお、委員番号は名簿についており  
52 ます番号でございます。本日は2番の松永委員と3番の江口委員にお願いしたいと考  
53 えております。

54 また、宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例施行規則第  
55 6条により、議事録の作成方法は（1）発言者が発言した全てを記録する方法、（2）  
56 発言者の発言ごとにその要点を記録する方法、（3）会議内容全体の要点を記録する  
57 方法の3つから審議会の性質等を考慮して選択することになっています。本審議会に  
58 つきましては、（1）発言者が発言した全てを記録する方法（従前からの方法）によ  
59 り行いたいと思います。

60 さらに、議事録の公開方法については、委員全員に内容をご確認いただき、議事録  
61 署名委員2人に署名を頂いた後に、市のホームページ上で公開したいと考えておりま  
62 す。以上でございます。

63

64 ○会長

65 皆様、会議録への署名委員と議事録の作成方法については、今説明があったとおり  
66 でございますが、よろしいですか。

67

68

－「異議なし」の声－

69

70 ○会長

71 それでは、本日の会議については、松永委員、江口委員に議事録の署名をお願いし  
72 たいと思います。

73

74 ○事務局

75 ここで、都市再生部長から本日の案件につきまして、審議会への付議をさせていただ  
76 きます。本日お配りしました付議書をご覧ください。

77

78

《付議書の読み上げ》

79

80 ○会長

81 それでは、審議に入りたいと思います。本日は、付議案件が1件ございます。

82 内容の説明と審議を行い、その後、採決を行いたいと思います。それでは説明をお  
83 願いします。

84

85 ○事務局

86 それでは、第1号議案、「福岡広域都市計画地区計画の変更」についてご説明いた  
87 します。

88 説明に用いる資料の2点についてご説明いたします。

89 こちらが法定図書で、参考資料と記載のある方が参考資料です。

90 各資料の下の方にページ番号を印字しています。

91

92 今回変更しますのは、「エコパーク地区地区計画」でございます。参考資料2ペー  
93 ジ「位置図」をご覧ください。ページ中央に赤枠で示しているのが「エコパーク地区  
94 地区計画」の区域です。

95 本地区は、宗像市の北西部に位置する、市街化調整区域内の地区で、変更前の面積

96 は約32.4haとなっています。これに約2.1haを追加し、約34.5haに区域を  
97 拡大します。

98 拡大する区域ですが、参考資料4ページ目に新旧対象図がございます。右上が新、  
99 右下が古い区域となっております。新旧を比べますと地図内の西側部分にあたる部  
100 分が区域拡大を行っている部分でございます。

101 地区の周辺には農用地区域や地域森林計画対象林が広がっており、地区内には、宗  
102 像清掃工場などが立地し、工場や流通業務施設を誘導するための造成がすでに完了し  
103 ています。

104 変更を行う理由についてご説明します。

105 法定図書の8ページをご覧ください。本地区は平成25年4月に地区計画の都市計  
106 画決定がなされており、第2次宗像市都市計画マスタープランにおいても「工業流通  
107 業務地」として位置付けられ、自然環境の保全や周辺環境との調和を前提とし、新規  
108 の企業誘致や既存企業の再配置の受け皿としての土地利用を図ってきたところです。

109 また、平成27年10月に策定した宗像市まち・ひと・しごと創成総合戦略に基づ  
110 き、地域経済の活性化と安定した雇用創出の強化を図るため、第2次宗像市都市計画  
111 マスタープランとの整合を図りつつ、良好な都市環境の形成を図るため、地区計画の  
112 区域を拡大するものです。

113 なお、今回の変更案を、本年7月6日から7月20日までの間、都市計画法第17  
114 条に基づき、公衆の縦覧に供しましたが、市民及び利害関係者からの意見書の提出は、  
115 ございませんでしたので申し添えます。

116 以上で簡単ではございますが、質問を終わります。ご審議のほどよろしく願ひし  
117 ます。

118

119 ○会長

120 はい、ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号議案について説明が  
121 ありましたので、質疑、応答に入ります。質問書は事前に提出されていますか。

122

123 ○事務局

124 質問書の事前提出はございません。

125

126 ○会長

127 それでは、質問をいただければと思います。場所が分かりづらい、いろいろあるか  
128 もしれませんので、何でも遠慮なく質問いただければと思います。ぜひ願ひいたし  
129 ます。

130

131 ○石松委員

132 この新しく指定される場所の地権者は今どのような状況でしょうか。

133 ○事務局

134 売買契約を進められているところと思われます。

135

136 ○石松委員

137 市が間に入って売買をしているのではなく、元々の地権者の方と活用したい業者の  
138 方が直接売買契約を結ぶと方向で話が進んでいるということによろしいですか。

139

140 ○事務局

141 はい。そのとおりです。

142

143 ○石松委員

144 では、その土地を活用できるように今回の地区計画の変更案が付議されているとい  
145 う認識によろしいですか。

146

147 ○事務局

148 はい。そのとおりです。

149

150 ○会長

151 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

152

153 ○大島委員

154 この3ページ記載の地区計画区域内に入る道路の幅はどのくらいでしょうか。片側  
155 1車線ずつで2車線あるような、大型車が離合できるような大きな道ですか。

156

157 ○事務局

158 地区計画区域内の既設の道路のところでしょうか。

159

160 ○大島委員

161 地区計画区域内の既設の道路ではなく、この地区内に入るための交差点部分です。  
162 こういう工場を作るための土地では、やはり道路が一番大事と思います。計画に問題  
163 はないでしょうか。

164

165 ○事務局

166 地区計画区域内外のいずれの道路につきましても片側1車線ずつで、ごみ収集場の  
167 パッカー車が通るような広い道ですので車の通行に問題はありません。

168

169 ○会長

170 私の方から今の質問に関連して、ご存じであればお話いただきたいのですが、現在、  
171 地区計画区域内にソーラーパネルが置かれている状況です。今後地区計画が変更され  
172 たら、基本的には産業用地として使えるようになると思うのですが、現在想定されて  
173 いるのは、ソーラーパネル設置用地の面積を拡大することなのか、それとも別の土地  
174 利用を想定されているのか、どちらでしょうか。それによって、質問のあった車の話  
175 も変わってくるかと思います。

176

177 ○事務局

178 スクリーンをご覧ください。既存の地区計画区域の西側の一部を拡大する変更計画  
179 案ですが、この北側にすでに工場があります。この工場に関連する工場を作るために  
180 地区計画区域を拡大することが、今回の都市計画の変更の目的でございます。

181

182 ○会長

183 この拡大する区域の北側にある西部技研さんは、この工場で、今どのような事業を  
184 行っているのでしょうか。

185

186 ○事務局

187 工場等の排ガスの浄化を行う装置などを作っている工場でございます。

188

189 ○会長

190 この都市計画の変更で想定されている工場は今の説明のとおりだと思います。ほかに  
191 いかがでしょうか。

192

193 ○鈴木委員

194 さきほど、工場の種類を変更するものではないとおっしゃられたと思うのですけれ  
195 ど、ここに建つことができる工場の種類や規制が決まっているのでしょうか。

196

197 ○事務局

198 参考資料の5ページをご覧ください。ここに、地区計画区域で建てることのできる  
199 地区整備計画が書いてあります。左のページが変更後、右のページが変更前となっ  
200 ておりますが、変更点は面積の拡大のみで、今回の変更で建てられる建物の種類は変わ  
201 りません。

202 建てられるものは参考資料の地区整備計画に書いており、左の方が清掃工場地区、  
203 右の方が工場関連地区です。工場関連地区の欄には建築できないものを列挙しており、

204 これ以外の建物であれば建てられるということでございます。

205

206 ○鈴木委員

207 工場の種類は全く制限がないということでしょうか。

208

209 ○事務局

210 都市計画法上は特に制限はございませんが、例えば、産業廃棄物であればその産廃  
211 法であるかとか、別の制限がかかる可能性はあります。都市計画法上では建てられる  
212 工場に制限はございません。

213

214 ○会長

215 ありがとうございます。重要なお指摘をいただきました。

216 事務局に説明していただければと思いますが、この第1号議案の6ページに地区計  
217 画の目標と土地利用の方針の中が書いてあり、工場関連地区で、『豊かな自然環境と  
218 調和した工業流通業務施設を誘導する。』と書いてありますので、工場が立地する  
219 ときには、この項目も確認して事業者と協議していくと理解してよろしいでしょうか。

220

221 ○事務局

222 その通りです。事業者と協議してまいります。

223

224 ○会長

225 地区整備計画の中で、建ててはいけないものを書いてあるため、非常に分かりづら  
226 い説明となっています。しかし、土地利用方針の中で、どういう工業もしくは流通業  
227 務を誘導するのかという方針は示されています。ただ、細かくは定められてないため、  
228 どのような施設が建つのかは、市と事業者との協議の中で決まっていくものであると  
229 いうことと思います。

230 その他いかがでしょうか。

231

232 ○岩岡委員

233 先ほどのご説明であったように、西部技研さんが工場を拡大するということだと思  
234 うのですが、西部技研さんはもちろん、市の職員の皆さんが必死の努力で誘致してき  
235 いた工場と思います。質問なのですが、これから新たな工場を建てるにあたって、これ  
236 から造成を行っていくという認識でよろしいですか。

237

238 ○事務局

239 初期造成は終わっており、多少の土の扱いはあると思われませんが、大規模な造成の

240 予定はございません。また宗像市で土地の造成を行うということはありません。

241

242 ○会長

243 皆さんいかがでしょうか。オンラインの先生方はもし質問があればぜひお願いした  
244 いと思います

245

246 ○松永委員

247 私の方からは特に大丈夫です。

248

249 ○江口委員

250 私の方からも特にございません。

251

252 ○会長

253 会場の皆様いかがでしょうか。

254

255 ○岩岡委員

256 今回の議案の先の話になるのかもしれませんが、今回工場用地が拡大されましたが、  
257 今後この面積がさらに拡大していく余地というか可能性はあるのでしょうか。

258

259 ○事務局

260 この地域は都市計画マスタープラン等に工業誘致の候補地として位置付けておりま  
261 すので、新たな工場立地のご相談とかがあれば、農振法であるとか土地所有者の意向  
262 もありますが、さらに区域を拡大する可能性もございます。

263

264 ○会長

265 ありがとうございます。それではですね。質問の方は皆さんかなり活発にいただき  
266 ましたので、審議の方に入りたいと思います。

267 第1号議案に対してご意見がある方いらっしゃいますでしょうか。ここでいう意見  
268 とは、賛成、反対、もしくはこのまま採決してよいのか、という内容のものです。何  
269 かご意見がある方いらっしゃいますでしょうか。

270 それでは特に、ご意見はないようですので、採決に入りたいと思います。第1号議  
271 案について福岡広域都市計画地区計画の変更について反対の方は挙手をお願いいたし  
272 ます。オンラインの方もカメラにしておりますので、もし反対であれば挙手をお願い  
273 いたします。

274 今確認いたしました。反対の方はいらっしゃいませんでしたので、反対なしとい  
275 うことで第一号議案は可決されました。これで本日の議案の審議は全て終了いたしま



276 した。

277 本日はどうもありがとうございました。

278